

大和市告示第125号

大和市永久^{ほうしゅつ}歯^ほ萌出期^{ほう}歯科保健事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年6月14日

大和市長 大 木 哲

大和市永久^{ほうしゅつ}歯^ほ萌出期^{ほう}歯科保健事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市永久^{ほうしゅつ}歯^ほ萌出期^{ほう}歯科保健事業補助金交付要綱（平成20年大和市告示第131号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市永久^{ほうしゅつ}歯^ほ萌出期^{ほう}歯科保健事業補助金交付要綱

第1条中「^{ほうしゅつ}萌出期」を「^{ほう}萌出期」に改める。

第2条中「社団法人^{ほう}大和歯科医師会」を「一般社団法人大和歯科医師会」に改める。

第3条の表中「永久^{ほうしゅつ}歯^ほ萌出期^{ほう}歯科保健事業」を「永久^{ほうしゅつ}歯^ほ萌出期^{ほう}歯科保健事業」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。